

## 平成19年6月定例会会議録（第4号）

平成19年6月22日 金曜日 午前10時00分開議

佐々木 謙 二 議長 町 田 義 昭 副議長

### 出席議員（18名）

1番	竹 田 博 一	議員	2番	鈴 木 悟 司	議員
3番	我 妻 昇	議員	4番	大 道 寺 信	議員
5番	谷 口 栄 子	議員	6番	蒲 生 光 男	議員
7番	町 田 義 昭	議員	8番	安 部 隆	議員
9番	渋 谷 佐 輔	議員	10番	高 橋 孝 夫	議員
11番	大 沼 久	議員	12番	藤 原 民 夫	議員
13番	鈴 木 良 雄	議員	14番	小 関 勝 助	議員
15番	鈴 木 武 次	議員	16番	鈴 木 新 助	議員
17番	蒲 生 吉 夫	議員	18番	佐々木 謙 二	議員

### 欠席議員（0名）

### 説明のため出席した者

内 谷 重 治	市 長	新 野 潔	副 市 長
遠 藤 健 司	自立経営対策室長	平 進 介	総務課長兼選挙管 理委員会事務局長
松 本 弘	財 政 課 長	松 木 幸 嗣	企 画 調 整 課 長
中 井 晃	税 務 課 長	浅 野 敏 明	市 民 課 長
船 山 祐 子	健 康 課 長	平 英 一	福 祉 事 務 所 長
高 橋 信 夫	会計管理者兼会計課長	飯 澤 孝	消 防 主 幹
飯 田 武 志	監 査 委 員	田 中 勝 男	教 育 委 員 長
大 滝 昌 利	教 育 長	安 部 嘉 徳	選 挙 管 理 委 員 会 委 員 長
小 関 秀 一	農 業 委 員 会 会 長	遠 藤 正 明	農 林 課 長
齋 藤 理 喜 夫	商 工 観 光 課 長	鈴 木 一 則	建 設 課 長
鈴 木 義 一	管 理 課 長	那 須 宗 一	文 化 生 涯 学 習 課 長
鈴 木 要 一 郎	農 業 委 員 会 事 務 局 長	渡 部 政 明	水 道 事 業 所 長
佐 藤 孝 博	学 校 給 食 共 同 調 理 場 長	沼 澤 厚 子	監 査 委 員 事 務 局 長

## 事務局職員出席者

佐藤 仁 議会事務局長 児玉 行宏 補 佐  
五十嵐 恵美子 庶務係長 塚田 知広 主 任

## 議事日程（第4号）

平成19年6月22日 金曜日 午前10時23分開議

- 日程第 1 議案第61号 長井市医療給付事業に関する条例の一部を改正する条例の制定について (質疑、討論、表決)
- 日程第 2 議案第62号 平成19年度長井市一般会計補正予算第2号 ( " )
- 日程第 3 議案第63号 平成19年度長井市老人保健医療費給付事業特別会計補正予算第2号 ( " )
- 日程第 4 議案第64号 長井市一般職の職員の給与の特例に関する条例の設定について ( " )
- 日程第 5 議案第65号 長井市市長等の給与の特例に関する条例の一部を改正する条例の制定について ( " )
- 十 日程第 6 議案第66号 長井市監査委員の選任について (表決) 十
- 日程第 7 議会案第8号 長井ダム環境整備促進特別委員会の設置について (質疑、討論、表決)
- 日程第 8 議会案第9号 地域交通対策特別委員会の設置について ( " )
- 日程第 9 議会案第10号 ながい市議会だより編集特別委員会の設置について ( " )
- 日程第10 特別委員会委員の選任について
- 日程第11 閉会中における継続審査申出書 (表決)

## 本日の会議に付した事件

議事日程（第4号）に同じ

## 表彰状及び感謝状の伝達

○佐々木謙二議長 おはようございます。

会議に先立ちまして、去る6月19日、東京で開催されました全国市議会議長会総会において表彰状・感謝状の贈呈が行われ、当市議会からは長年にわたり地方自治の振興にご尽力くださいました方々に対し表彰状及び感謝状が授与されましたので、本席において伝達させていただきます。

このたびの受賞者であります高橋孝夫議員、鈴木新助議員、蒲生吉夫議員、大沼久議員は、前の席の方にお座り願います。

また、去る5月4日で市議会議員を退任されました島田友市様、佐々木榮七様も受賞されております。お二方のご入場をお願いいたします。

(佐々木榮七氏・島田友市氏入場)

○佐藤 仁議会事務局長 それでは、初めに表彰状の伝達を行います。

順次お名前をお呼びいたしますので、ご登壇の上、お受けいただきますようお願い申し上げます。

高橋孝夫議員。

(10番高橋孝夫議員登壇)

○佐々木謙二議長 表彰状。長井市、高橋孝夫殿。

あなたは市議会議員として15年市政の振興に努められ、その功績は著しいものがありますので、第83回定期総会に当たり、本会表彰規程により表彰いたします。

平成19年6月19日、全国市議会議長会会長、藤田博之。代読。

どうもおめでとうございます。(拍手)

○佐藤 仁議会事務局長 鈴木新助議員。

(16番鈴木新助議員登壇)

○佐々木謙二議長 表彰状。長井市、鈴木新助殿。

あなたは市議会議員として20年の長きにわたって市政の発展に尽くされ、その功績は特に著しいものがありますので、第83回定期総会に当たり、本会表彰規程によって特別表彰をいたします。

平成19年6月19日、全国市議会議長会会長、藤田博之。代読。

どうもおめでとうございます。(拍手)

○佐藤 仁議会事務局長 蒲生吉夫議員。

(17番蒲生吉夫議員登壇)

○佐々木謙二議長 表彰状。長井市、蒲生吉夫殿。

あなたは市議会議員として20年の長きにわたって市政の発展に尽くされ、その功績は特に著しいものがありますので、第83回定期総会に当たり、本会表彰規程によって特別表彰をいたします。

平成19年6月19日、全国市議会議長会会長、藤田博之。代読。

どうもおめでとうございます。(拍手)

○佐藤 仁議会事務局長 島田友市様。

(島田友市氏登壇)

○佐々木謙二議長 表彰状。長井市、島田友市殿。

あなたは市議会議員として20年の長きにわたって市政の発展に尽くされ、その功績は特に著しいものがありますので、第83回定期総会に当たり、本会表彰規程によって特別表彰をいたします。

平成19年6月19日、全国市議会議長会会長、藤田博之。代読。

どうもおめでとうございます。(拍手)

○佐藤 仁議会事務局長 佐々木榮七様。

(佐々木榮七氏登壇)

○佐々木謙二議長 表彰状。長井市、佐々木榮七殿。

あなたは市議会議員として20年の長きにわたって市政の発展に尽くされ、その功績は特に著しいものがありますので、第83回定期総会に当たり、本会表彰規程によって特別表彰をいたし

+

ます。

平成19年6月19日、全国市議会議長会会長、藤田博之。代読。

どうもおめでとうございます。（拍手）

○佐藤 仁議会議務局長 続きまして、感謝状の伝達を行います。ご登壇の上、お受けいただきますようお願い申し上げます。

大沼 久議員。

（11番大沼 久議員登壇）

○佐々木謙二議長 感謝状。長井市、大沼 久殿。あなたは全国市議会議長会評議員として会務運営の重責に当たられ、本会の使命達成に尽くされた功績はまことに顕著なものがありますので、第83回定期総会に当たり、深甚な感謝の意を表します。

平成19年6月19日、全国市議会議長会会長、藤田博之。代読。

おめでとうございます。（拍手）

○佐藤 仁議会議務局長 続きまして、ただいまの受賞に対し、議会を代表し、鈴木良雄議員会副会長より祝辞をお願いいたします。

（13番鈴木良雄議員登壇）

○13番 鈴木良雄議員 それでは、議員会を代表いたしまして、一言お祝いの言葉を申し上げます。

このたび全国市議会議長会から15年表彰されました高橋孝夫議員並びに20年特別表彰を受けられました佐々木榮七氏、島田友市氏、鈴木新助議員、蒲生吉夫議員の皆様、そして全国市議会議長会評議員としての活動に対して感謝状を受けられました大沼 久議員に、心からお祝いを申し上げます。

皆様方は、市民の熱望と信頼を一身に集められまして議員に当選され、それぞれに議長や副議長、監査委員、常任委員長などの重要ポストを経験され、長井市政の発展、そして市民福祉の向上に多大なる貢献をいただきました。心から敬意を表しますとともに、感謝を申し上げた

いと思います。

今、地方自治体は少子高齢化の進展や国の三位一体の改革などにより、これまでに経験したことのないような厳しい財政運営を強いられておりますが、長井市もこのような厳しい状態から脱却すべく、これまでも積極的に行財政改革に努めてきております。ご案内のように、議会は団体の意思決定機関としての重要な役割を担っているわけですが、皆様方におかれましては、議会の役割を十分に認識され、長井市政のために職責を果たされてこられました。このたびの表彰は、そのような皆様方の長年のご活躍、ご苦勞に対するものと思います。

昨年6月、地方自治法の一部改正が行われ、議長への臨時会の招集請求権の付与や専決処分の要件の明確化など、議会にかかわる分野においても改正がなされております。これらの改正は、議会の権限、長との関係など、議会制度の基本的事項については法律で定めることとし、その組織及び運営につきましては、できるだけ議会の自主性、自律性にゆだねる方向で見直すことが必要であるとの考え方によるものであると言われております。

このように、地方議会の役割は今後ますます重要性を増してくるものと考えられますが、皆様方におかれましては、この表彰を機に、さらなる研さんを積まれまして市政発展のために一層のご尽力を賜りたいと存じます。

佐々木榮七先輩、島田友市先輩の両氏は、このたびの選挙でご勇退されましたが、これからは別の角度から市政発展にお力添えをいただきますようお願いを申し上げます。

最後に、皆様方には健康に留意されまして、これからも存分のご活躍をされますようご期待申し上げ、お祝いの言葉とさせていただきます。

本日は、本当におめでとうございます。

○佐藤 仁議会議務局長 続きまして、内容重治市長より祝辞をちょうだいいたしたいと存じま

す。

(内谷重治市長登壇)

○内谷重治市長 このたび全国市議会議長会より表彰状並びに感謝状をお受けになりました6名の皆様に心よりお祝い申し上げますとともに、改めまして、長井市民を代表し、深甚なる敬意と感謝を申し上げる次第でございます。

20年の特別表彰を受けられました佐々木榮七先生、島田友市先生並びに鈴木新助議員、蒲生吉夫議員、そして15年一般表彰を受けられました高橋孝夫議員、また全国市議会議長会評議員として感謝状をお受けになりました大沼久議員におかれましては、それぞれのお立場で長井市民の福祉の向上と市政発展のため、また全国の市議会の発展のために全力を尽くしていただきまして、まことにありがとうございます。心より重ねてお礼申し上げます次第でございます。

現在、長井市のような地方の小都市は、国の三位一体改革の中で、まことに厳しい財政状況下にあると思います。とりわけ私も長井市の財政状況はまことに厳しく、ことしを財政危機脱出元年のスタートの年といたしまして、市民の皆様の全面的なご支援、ご協力をいただき、そして市議会の皆様とともに、議会の皆様からご指導、ご協力を賜りながら、市役所一丸となって一日も早い財政の健全化を目指してまいりたいと思っております。

このたび表彰を受けられました皆様におかれましては、今後とも健康に十分に留意され、今まで培われました経験とお力を、さらに長井市並びに市議会の発展、市民福祉の向上にご尽力を賜りたいというふうに存じます。

そして、佐々木榮七先生、島田友市先生にも、別の立場から、ぜひ今後とも長井市のまちづくりにご指導、ご協力を賜りますよう心からお願い申し上げます、甚だ粗辞でございますが、そして感謝と敬意の言葉とさせていただきます。

このたびは、まことにおめでとうございませ

た。

○佐藤 仁議会事務局長 ここで、受賞者を代表し、島田友市様より謝辞がございます。

島田友市様、お願いいたします。

(島田友市氏登壇)

○島田友市氏 おはようございます。

ついこの間まで長井市の発展のために、そして活性化のために一緒に議員活動をやってきた議員の6名の方を代表しまして、一言お礼を申し上げたいと思いますが、非常に恐縮しております。

さて、改選後初めての6月定例会、さぞ熱い議論をなされたと存じます。そして本日は最終日、非常に貴重な時間を割いていただきまして、全国市議会議長会の表彰並びに感謝状の伝達式をこのように盛大に開催していただきましたことに心から敬意と感謝を申し上げます。

そして、ただいまは市長を初め議員会副会長からは過分なるお祝いのお言葉、激励のお言葉を賜り、重ねてお礼を申し上げます。

さて、私ごとになりますけれども、昭和62年、市民の温かいご支援と協力を得まして議会の一翼を担うことになりましたけれども、非常に長いような短いような感じもしますが、過般、書類を整理してみました。早速、議員手帳が20冊ございますが、一番下のものを取り出してめくってみました。やはり今とはとっても打って変わった高度成長時代でありまして、要望、陳情、あるいは請願などはすべて可能であった。もちろん齋藤市長のときでございましたけれども。そして市長にも、「島田議員、今度一般質問するとき奇想天外の質問をしてくれよ」と、それぐらい言われるだけ高度成長でありまして、起債は何ぼでもしてもよいような、すぐに返済できるような時代であったんですが、どうして今は、先ほどお話しがあったとおり、地方分権か

+

ら三位一体改革、そんなことで補助金あるいは交付税見直し、そんなことに大変なひとつ時代を迎えていることに対しては、やっぱり議員各位も大変なことであるし、市民にこたえることが十分できないような議会活動でもあると本当に思っております。

しかし、そんなときに内谷市長も一生懸命取り組まれて、財政危機の改革に取り組まれておるところでございますが、私どもも微力ではありますが、一市民として一生懸命市政発展のために協力を惜しまない覚悟でございます。

最後になりますけれども、長井市の発展を心からご祈念申し上げます、非常に粗辞ではございますけれども、一言お礼の言葉にかえさせていただきます。本当にありがとうございます。（拍手）

○佐藤 仁議会事務局長 以上で表彰状、感謝状の伝達を終わります。

表彰状、感謝状は事務局の方で一たんお預かりいたしますので、その後、自席の方にお戻りいただきますようお願い申し上げます。

ここで佐々木榮七様、島田友市様をご退場なされますので、盛大な拍手でお送りくださいますようお願い申し上げます。（拍手）

（佐々木榮七氏・島田友市氏退場）

## 開 議

○佐々木謙二議長 これより本日の会議を開きます。

本日の会議に欠席の通告議員は、ございません。よって、ただいまの出席議員は、定足数に達しております。

なお、山形新聞社長井支社長からパソコン使用について申請があり、許可いたしましたので、ご報告いたします。

本日の会議は、配付しております議事日程第

4号をもって進めます。

ここで、本日の会議の運営について、議会運営委員会の報告を求めます。

高橋孝夫議会運営委員長。

（高橋孝夫議会運営委員長登壇）

○高橋孝夫議会運営委員長 おはようございます。

本日の本会議運営について、先ほど議会運営委員会を開催し協議いたしましたので、その結果をご報告いたします。

初めに、6月4日の本会議において各委員会に付託されました議案の審査結果を厚生常任委員長、予算特別委員長から報告を受け、その後、それぞれ質疑、討論、表決を行います。

次に、本日追加提案されます議案について申し上げます。

追加議案は、議事日程第4号のとおり、一般議案2件、人事案件1件、議会案3件であります。追加議案の審議につきましては、付託議案の表決終了後に、議長から委員会付託を省略し、全員による審議を諮っていただき、決定後、それぞれ提案説明を受け、質疑、討論、表決を行います。

なお、人事案件については、申し合わせにのっとり、提案説明後、質疑と討論を省略し、直ちに表決することといたします。

以上、よろしくお取り計らいくださいますようお願い申し上げます、報告といたします。

○佐々木謙二議長 お諮りいたします。

本日の会議は、ただいまの議会運営委員長報告のとおり、配付しております議事日程第4号をもって進めることにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○佐々木謙二議長 ご異議なしと認めます。

よって、そのように決定いたしました。

それでは、直ちに本日の会議に入ります。

## 日程第1 議案第61号 長井市医

## 療給付事業に関する条例の一部を改正する条例の制定について外2件

○佐々木謙二議長 日程第1、議案第61号 長井市医療給付事業に関する条例の一部を改正する条例の制定についてから、日程第3、議案第63号 平成19年度長井市老人保健医療費給付事業特別会計補正予算第2号までの3件を一括議題といたします。

### 厚生常任委員会審査報告

○佐々木謙二議長 初めに、厚生常任委員会の審査の報告を求めます。

蒲生光男厚生常任委員長。

(蒲生光男厚生常任委員長登壇)

○蒲生光男厚生常任委員長 平成19年第3回市議会定例会において厚生常任委員会に付託になりました議案1件について審査をいたしました経過と結果についてご報告申し上げます。

本委員会は、会議日程に従い、去る6月14日に開催し、委員全員出席のもと、当局関係者の出席を求め、審査をいたしております。

それでは、議案第61号 長井市医療給付事業に関する条例の一部を改正する条例の制定について申し上げます。

本案は、山形県医療給付事業補助金交付規程の改正により、所要の改正を行うため提案されたものであります。審査に際し、市民課長からは重度心身障がい(児)者医療、いわゆるマル身医療における所得制限を市民税課税所得金額145万円から市民税所得割約20万円に緩和する。また、マル身医療の受給に当たり、65歳以上の方は老人医療の資格認定が必要となる。さらに、マル身医療の調剤薬局における調剤費の自己負

担が負担なしから1割負担となる。なお、今回の改正によりマル身医療費が約45万6,000円減額となる見込みだが、事業費が未確定の段階であるので、事業費が確定した段階での補正予算を考えているとの説明を受けたところであります。

質疑に入り、委員からは、市民税の所得割20万円となる所得額は幾らかとの質疑がなされ、市民課長からは、単身者において給与収入580万円、社会保険料控除40万円と仮定した場合は約410万円の所得、子供2人の4人世帯において給与収入733万円、社会保険料控除70万円と仮定した場合は約540万円の所得となり、この場合、市民税の所得割が20万円となるとの答弁を受けたところであります。

また、委員からは、今回の所得制限緩和に該当するのは何人かとの質疑がなされ、市民課長からは、今回該当するのは4人であるとの答弁を受けたところであります。

また、委員からは、マル身医療の1カ月の自己負担限度額の計算は、月初めから月末となるのか、それとも最初の受診日から1カ月以内となるのかとの質疑がなされ、市民課長からは、月初めから月末まで計算するとの答弁を受けたところであります。

また、委員からは、自己負担を抑えるため、できるだけ同一月に受診することや、院内処方を行っている医療機関の受診を勧めるのかとの質疑がなされ、医療給付主査からは、どのような医療を受けるかは個人の選択の自由であり、行政として指導する立場ではないと思っ

との答弁を受けたところであります。さらに委員からは、今回の改正内容を該当者に説明するのかとの質疑がなされ、医療給付主査からは、本条例可決後に個別に通知して説明する予定であるとの答弁を受けたところであります。

採決の結果、本案は、全員一致で原案のと

+